

事業名	交通安全指導費	財務コード (事業)	121106
-----	---------	---------------	--------

細事業名	交通安全高齢者宅訪問事業
------	--------------

担当部課室	リニア交通 局 交通政策 課 交通安全 担当 (内線)	1961
-------	-----------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 S62 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 高齢者	その対象をどのような状態にして ①交通安全意識が浸透している。 ②交通ルール・自動車の特性を理解できる。	結果、何に結びつけるのか (高齢者の)交通事故のない社会
	事業の内容 ※主に23年度		
根拠法令等	「第9次山梨県交通安全計画」第2-1-(2)ア、-(3)イ(エ)(オ)(平成23年度策定 根拠規程:交通安全対策基本法第25条第1項) 高齢者宅訪問事業実施要領		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 ①高齢者宅訪問世帯数 ②「交通安全への誓い」署名人数	8,326世帯 11,623人	8,500世帯 12,000人	7,813世帯 10,033人	7,900世帯 11,000人	8,000世帯 12,000人	活動指標 目標設定の考え方 高齢者の交通安全意識の浸透等が目的であるため、1人でも1世帯でも多くの訪問実績を目標とする。 データの出典等 県交通安全母の会連合会事業実施報告
	活動指標達成率 (実績値/目標値)			%		
成果指標 高齢者の死者数目標(上限)=21人(未満) ※成果指標達成率 1÷(実績値/目標値)	22人	21人	24人	21人	21人	成果指標 目標設定の考え方 第9次県計画の死者数目標(全年齢)=35人未満 高齢者の死者数目標(上限)35人×0.6(高齢者死亡率 H23実績24人/39人)=21人(未満) データの出典等 交通年鑑(県警公表数値)等
	成果指標達成率 (実績値/目標値)			87.5 %		
決算額、予算額	420		590	590	595	成果指標によらない成果
(千円) うち一財額	420		590	590	595	
所要時間(直接分)	17 時間		17 時間	14 時間	14 時間	
所要時間(間接分)	129 時間		129 時間	118 時間	20 時間	
所要時間計	146 時間		146 時間	132 時間	34 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	295		295	267	69	

III これまでの事業の見直し・改善状況

本事業は、従前から県と「県交通安全母の会連合会」とが協働して実施してきた経緯から、同会の事務局業務を県が担当してきたところ。そうした中、業務改善の一環として事務局業務の簡素・合理化を進めるためH23年度から同会と協議を開始し、H24年7月、会則を含む内容等を抜本的に見直した結果、H24年度の一部及びH25年度以降の事業等について、事務局業務の大幅な削減を達成可能な見込み。さらに、昨年度から新たに「地区母の会」がない市町村を対象に、本事業への取組みについて市町村に要請を開始。

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
	b	活動指標の事業実施率 「高齢者宅訪問世帯数」については「7, 813世帯」であり、「達成率」は約92%。 「交通安全の誓い 署名人数」については、「10, 033人」であり、「達成率」は約84%。 以上のことから「予定どおりの活動量がある」と言える。

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
	b	5年計画である「第9次山梨県交通安全計画」における(最終年の)平成27年の(全年齢を対象とした)死者数の目標数値は、35人未満と非常に厳しい設定を行っているため、平成23年の高齢死亡者の割合(24人/全年齢実績39人=0.6)を基準として、毎年の高齢死亡者の上限を(35人×0.6=)21人と設定し、この数値自体を「成果指標」と位置づけ、毎年度、目標達成の判断を行うこととする。 平成23年度の実績値については、目標値(成果指標)の21人を上回るものの、24人(87.5%)にとどまることから、「意図した成果はほぼ上げている」と言える。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)

見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	本事業は「交通安全対策基本法」第25条第1項に基づき、県が作成した「第9次山梨県交通安全計画」における「道路交通の安全についての対策」上、「今後の安全対策を考える視点」においても、「高齢者の安全確保」は極めて重要な施策の一つであること、また、事業の実施主体である「母の会連合会」の組織とマンパワーを最大限活かした成果(実績)をあげている現状にある。 「第9次安全計画」中の「講じようとする施策」においても、特に「交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等」や「住民の参加・協働の推進」等を重要な項目として位置づけていることから、施策体系に合致している事業であると考えられる。 引き続き、事業に必要な事務の簡素・合理化を進めていくとともに、「地区母の会」がない市町村を中心に、本事業への取組み等を行うよう、市町村に要請していく。	k.l

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	本事業は、「III これまでの事業の見直し・改善状況」に記載のとおり、従前から県と県が事務局を所管する「県交通安全母の会連合会」とが協働・連携して、連合会の地域密着のマンパワーを活用した事業として、長年にわたり実施してきた。今回、事務の簡素合理化に向け、同連合会とともに、事務局業務を抜本的に見直した結果、今年度は、年度途中で会則改正や一部事業の見直しを実施したことで事業に必要な時間の一部について短縮を行い、来年度は、更なる時間の短縮が図られる予定。今後とも、このような見直しを行うとともに、「地区母の会」のない市町村に対しては、本事業への取組み等を積極的に行うよう要請していく。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。